



「市民のひろばONLINE」ウェブサイト構築業務委託契約に係る
企画提案競技実施要領

1 業務名

「市民のひろばONLINE」ウェブサイト構築業務

2 業務の概要

別紙「「市民のひろばONLINE」ウェブサイト構築業務 仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 提案上限額

4,707,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案上限額を超えてはならない。

5 参加資格要件

告示第486号（令和6年4月8日）に定められた以下の資格要件のとおり

この企画提案競技に参加できる者は、1事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)及び(2)から(9)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、代表構成員が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、代表構成員以外の構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たしていることとする。

- (1) 共同企業体にあっては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当該企画提案競技に参加しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、鹿児島市から指名停止を受けている期間がない者であること。
- (4) 納期の到来している鹿児島市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けている場合を除く。鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者にあっては、主たる事務所等の所在地の市区町村税）を完納していること。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (7) 告示日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開



始の申立てがなされている者でないこと。

- (8) 当企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 平成31年4月1日から告示日までの間において、ウェブサイトの開発に携わった実績を有すること。

6 参加申込受付

(1) 提出書類（告示内容に同じ）

- ア 企画提案競技参加申込書（様式1）
- イ 会社概要（様式2）
- ウ 使用印鑑届（様式3。印鑑証明書と同じ印鑑を使用する場合は不要）
- エ 事業実績（ウェブサイト開発業務）（様式4）
- オ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式5）
- カ 商業登記簿謄本（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）
- キ 印鑑証明書（提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）
- ク 鹿児島市税に滞納がないことの証明書（新型コロナウイルス感染症の影響により徴収の猶予を受けているときは、猶予を受けていることが確認できる証明書類。提出日前3月以内に発行されたもの。写し可）。鹿児島市で証明書が発行されない場合は、本社所在地の市区町村役場（特別区にあつては都税事務所）発行の法人市（町・村）民税（特別区にあつては法人都民税）納税証明書

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市総務局市長室広報課（本館2階） 担当者 堤
連絡先 電話：099-216-1133
メールアドレス：kouhou@city.kagoshima.lg.jp

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（ファックスによる申込みは、受け付けないものとする。）
※直接持参の場合は土曜日及び日曜日を除く8時30分から17時15分まで
（12時から13時までの時間を除く。）

(5) 提出期限

令和6年4月16日（火）17時15分まで（期限厳守）

(6) 注意事項

- ・(1)の提出書類を順番に（複数の事業者が共同で参加する場合は事業者ごと）クリップ留めして、表紙に業務の名称及び事業者名（複数の事業者が共同で参加する場合は全事業者名）を記入し、提出すること。
- ・複数の事業者が共同で参加する場合は、代表構成員以外の構成員は、(1)の提出書類中、アの書類の提出を不要とする。
- ・告示日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者である者は、(1)の提出書類中、オからキまでの書類の提出を省略することができる。
- ・参加申込み後に、辞退する場合は、辞退書（様式8）を提出すること。



7 委託業者の選定方法

(1) 選定方法

企画提案書の提出後、プレゼンテーション審査を実施し、その結果を基に総合的に評価を行い、優先交渉者を選定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、優先交渉者を特定しない。

なお、企画提案競技への参加者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションにあたっては、提出された提案書についての説明を中心とし、追加資料等の提出は認めない。

イ プレゼンテーション時に提案書の記載内容を抜粋したパワーポイントを作成して説明しても差し支えない。

ウ 提案書に記載したウェブサイト等の動作や画面展開を示すために、過去の自社開発事例を参照するなど、掲載コンテンツ等のイメージを画面に映して説明しても差し支えない。

エ プレゼンテーションにおける説明は、本業務の実施担当予定者（統括責任者とは限らない。）が行うこと。

オ 令和6年5月10日（金）開催予定。詳細は、申込者に対し後日通知する。

カ プレゼンテーション審査は、ウェブ会議システムによる開催とする場合がある。なお、審査の詳細は、参加決定通知に併せて通知する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、書面にて個別に通知する。なお、決定に対する異議は一切認めない。

8 企画提案書提出手続き

(1) 提出書類

以下の書類等を作成し、A4判で次の順に並べ表紙に業務名を記載して提出すること。※書類はステーブルや製本テープ等で留めず、クリップ留めにて提出すること。

ア 企画提案書

A4判（縦・横は自由）、横書き、両面、左綴じとする。

イ 見積書（様式6の1）

企画提案書の内容に基づき、本委託業務に係る経費を見積もること。積算内訳書は、仕様書を踏まえ、任意の様式で詳細に積算すること。

ウ 見積書（様式6の2）

企画提案書の内容に基づき、令和6年度の運用保守等に係る経費を見積もること。積算内訳書は、任意の様式で積算すること。

エ 業務協力契約予定書（様式7）

(2) 提出部数

8部（正本：1部、副本7部）

※正本の表紙には事業者名、所在地、代表者名を記入し、押印すること。

※副本には事業者名、所在地、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。

(3) 提出先

「6 参加申込受付」に記載の提出先と同じ



(4) 提出方法

直接持参又は郵送（ファックスによる申込みは、受け付けないものとする。）

※直接持参の場合は土曜日及び日曜日を除く8時30分から17時15分まで
（12時から13時までの時間を除く。）

(5) 提出期限

令和6年4月26日（金）17時15分まで（期限厳守）

9 企画提案内容

項目	提案内容
1 業務実績	・過去のウェブサイト開発実績及び成果（アクセス数等）
2 実施体制	・本業務の実施体制（人数、各従事者の役割等） ・進捗管理、課題管理等の業務のマネジメントに関する手法 ・本市と円滑なコミュニケーションを図り、認識のずれを防止する方法（会議形態等）
3 スケジュール	・事業を効率的・効果的に実施するために最適と考える業務スケジュールの詳細
4 ウェブサイト	・本業務で開発するウェブサイトに関する基本的な考え方 ・レイアウトや画面展開の完成イメージ ・原稿データをWeb版(HTML版)に変換する作業
5 公開後の運用方法	・公開後の運用に対する考え方
6 費用	・見積書
7 独自提案	・ウェブサイトの機能や利便性などを向上させるための独自提案

10 評価項目・評価の視点

項目	評価の視点	配点
1 業務実績	・本業務を効果的に実施できる実績があるか	5
2 実施体制	・業務を効果的かつ安定的に履行できる実施体制か ・業務管理の手法は適切か ・本市と円滑なコミュニケーションを図り、認識のずれを防止する方法は明確か ・緊急時に即座に対応できる体制となっているか	10
3 ウェブサイト	・構築スケジュールは現実的で無理のないものか ・業務目的、業務内容に対する理解は適切かつ十分か ・操作しやすい画面展開となる見通しか ・発注者側でも編集は可能か	10
4 データ変換	・原稿データのWeb版(HTML版)への変換は、毎月、適切に行える体制・スケジュールが設定されているか。 ・Web版(HTML版)は、原稿データの内容と齟齬がないことを前提に、わかりやすく操作しやすいレイアウトとなる見通しか	15
5 公開後の運用方法	・運用方法は低コストで実施しやすいものとなっているか	10
6 費用	・本委託業務に係る開発経費の積算内訳は実施内容に比して適切か ・運用保守等に係る経費は実施内容に比して適切か	10
7 独自提案	・独自提案は実現可能で事業効果をより高めるものか (内容のスムーズな修正・変更などの編集機能、音声読み上げや自動翻訳などを含むアクセシビリティ対応など)	10
合計		70



1.1 説明会

実施しない。

1.2 質疑応答

(1) 質問方法

別紙「質問書」にて、電子メールで送信し、電話で受信確認を行うこと。

(2) 質問受付期限

令和6年4月12日（金）17時15分まで（期限厳守）

(3) 質問先

「6 参加申込受付」に記載の提出先と同じ

(4) 質問への回答

質問の内容とその回答を令和6年4月15日（月）までに本市ホームページに掲載する。

1.3 契約締結までのスケジュール

内 容	日 程
① 告示	令和6年4月8日（月）
② 質問受付期限	令和6年4月12日（金）午後5時15分
③ 質問回答	令和6年4月15日（月）
④ 参加申込書提出期限	令和6年4月16日（火）午後5時15分
⑤ 参加決定通知	令和6年4月19日（金）予定
⑥ 企画提案書提出期限	令和6年4月26日（金）午後5時15分
⑦ プレゼンテーション審査	令和6年5月10日（金）予定
⑧ 選定結果通知	令和6年5月13日（月）予定
⑨ 契約	令和6年5月中旬予定

1.4 無効となる提案

提案が次のいずれかに該当する場合には無効とする。

ア 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの

イ 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの

ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの

エ 「見積書（様式6の1）」と「見積書（様式6の2）」の合計額が、「4 提案上限額」に示した金額を上回る提案を行ったもの

オ その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

1.5 提案書等の取扱い

(1) 提案書等は、返却しないものとする。

(2) 提案書等の作成及び提出、プレゼンテーションの実施など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 本市は、審査及び説明を目的に、提案書等の写しを作成し、使用することができる。

(4) 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、公表することがある。

(5) 提案書等について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。



16 業務の委託方法

- (1) 選定は、書類審査及びプレゼンテーション審査により実施し、その結果を基に総合的に評価を行い、優先交渉者を決定する。選定された優先交渉者に対し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。
- (2) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (3) 契約締結前に、業務内容等の具体的協議を行うこととする。協議により、企画提案で示された内容を一部変更することがある。
- (4) 契約にあたっては、予算の範囲内で改めて契約予定者と見積合わせを行う。

17 その他

- (1) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (2) 画像等の著作権や肖像権に関することは、提出業者において処理すること。
- (3) 契約履行過程で生じた制作物の著作権は市に帰属する。